

失格基準価格に関する補足について

スクラップ評価額が計上されている場合は、津市低入札価格調査試行要領別表第1の算出方法により算出した額から、スクラップ評価額を控除した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。